

胃ろうからの初期食シリンジ注入に関するガイドライン



令和3年11月
新宿区教育委員会

[ここに入力]

目 次

はじめに

I 胃ろうからの初期食シリンジ注入に関する基本的な考え方・・・・・・・・	1
◎ 意義と課題	
II 胃ろうからの初期食シリンジ注入の実施前の準備について・・・・・・・・	3
1 初期食注入の実施条件	
2 学校における初期食注入実施の条件	
III 安全に初期食注入を行うための実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1 実施する内容と実施者について	
2 主治医との連携	
3 実施までの手続き	
4 保護者の協力と連携	
5 食物アレルギーについて	
IV 初期食注入の実際・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
1 初期食注入実施の基本的な考え方	
2 使用器具の取り扱い・衛生管理について	
3 初期食注入の手順	
V 緊急時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
VI その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
1 健康状態の情報共有	
2 給食費について	
3 初期食が提供できない場合の取り扱い	
<資料>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
【参考資料1】 医療的ケア指示書（教員等喀痰吸引等指示書） 初期食シリンジ注入指示書	
【参考資料2】 給食（初期食）注入 個別マニュアル（例）	
【参考資料3】 学校給食 提供食材一覧（例）	
【参考資料4】 アレルギー緊急時対応の流れ（日本学校保健会）	

[ここに入力]

はじめに

口から栄養を摂ることに困難さがある子どもは、経管栄養により栄養摂取をしています。学校においては、主治医の指示の下、医療的ケアとして、給食の時間に液体栄養剤又は半固形化栄養剤を経管栄養として滴下又は注入しています。近年、食事を粒のないペースト状の初期食にして、胃ろうからシリンジ（注射器）で注入する方法が、栄養注入の方法として注目されてきました。本来の食事近く、栄養面からも食育の観点からも優れた方法であるとされ、すでに家庭や就学前施設等で初期食注入の実績が増えており、就学後も学校給食を初期食として注入してほしいとの要望も寄せられています。

しかし、学校において初期食の注入を始めるには、食材に対するアレルギー反応の有無や対処方法を確認し、学校と家庭、主治医等の連携の在り方を明らかにするなど、安全に実施するための条件や体制を構築することが課題となっていました。

東京都教育委員会では、上記の課題に対する検討を2年かけて行い、「胃ろうからの初期食シリンジ注入に関するガイドライン」を作成し、令和3年度から都立肢体不自由特別支援学校において希望する児童・生徒に胃ろうからの初期食注入を実施しています。

新宿区においても、経管栄養により栄養摂取が必要な子どもへの栄養状態の改善等の効果が期待できることから、東京都教育委員会作成の「胃ろうからの初期食シリンジ注入に関するガイドライン」を基に、新宿区版「胃ろうからの初期食シリンジ注入に関するガイドライン」を作成し、保護者が日常的に食事としてミキサー食（ペースト食）をシリンジ注入していることを前提に必要な条件の検討を行い、新宿区立新宿養護学校において希望する児童・生徒から「胃ろうからの初期食注入の試行期間」を設け、学校給食による児童・生徒への胃ろうからの初期食注入の実施を開始することとしました。

本ガイドラインは、学校において安全に胃ろうからの初期食注入を実施するに当たり、留意すべきこと及び緊急時の対応など、基本的かつ重要な事項を整理して示しています。なお、本ガイドラインに記していない医療的ケア全般に関することについては、「新宿区立新宿養護学校医療的ケア実施要綱」に準拠することとします。

新宿区立新宿養護学校は、本ガイドラインに基づき、保護者及び医療関係者と連携し、安全かつ適切に初期食注入を実施することにより、児童・生徒が心身共に健康な学校生活を送れるよう取組を推進していきます。

令和3年11月 新宿区教育委員会